

訪問業者の巧みなセールスで 高額リフォーム契約に!?

「屋根の点検」や「排水管洗浄」などを口実とした勧誘には気をつけましょう!

- 「近所を工事しているが、お宅の屋根が傷んでいるようだ」「点検したが修理が必要」と高額な工事をすすめられたが信用できない。
- 高齢の両親宅に初めは「下水道のお掃除をします」と来訪し、結局300万円と高額な風呂場リフォームを契約したようだが解約できないか。

工事の契約は、複数の業者から見積もりを取って慎重に検討を!
困ったときはご相談ください。



お互いに 一声かけて見守りを!



消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土・日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を!

横浜市消費生活総合センター 検索

